

## 引上げ分に係る地方消費税収の使途について

平成27年4月1日から消費税率（国・地方）が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について、使途を明確化（社会保障施策に要する経費への充当）することとされています。

下記のとおり地方消費税交付金の社会保障財源分につきましては、平成29年度太良町一般会計予算において社会保障施策に充当することとしています。

(歳入) 地方消費税交付金 166,316 千円  
       うち社会保障財源分 76,020 千円

(歳出) 240,324 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	子どもの医療費助成	28,300	5,655	0	200	22,445	消費税交付金 (社会保障財源化分) 10,000
社会福祉	杵藤広域圏組合負担金 (介護保険費)	187,892	0	0	0	187,892	56,020
保健衛生	各種健(検)診委託料	24,132	190	0	5,460	18,482	10,000
合計		240,324	5,845	0	5,660	228,819	76,020